

ID: 362

担当部署: 経済観光部 観光政策課

処分の概要	テニスコート使用料の返還承認		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市湯免ふれあい広場設置条例 第8条ただし書		
例 規 番 号	平成17年条例第180号		
【根拠条文】 (使用料の返還) 第8条 既納の使用料は、返還しない。ただし、やむを得ない事由により使用を中止した場合において市長が返還することを適当と認めたときは、既納の使用料の全部又は一部を返還することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日